

# 現代日本 生存権問題 資料集成



# 過労死訴訟資料Ⅱ

2019年  
8月刊行

# 過労死訴訟資料Ⅰ

2019年  
2月刊行

過労死訴訟の地平を切り拓いた重要な裁判資料

全10巻 B5判・上製本 別冊1  
揃本体250,000円+税 \*分売不可  
ISBN978-4-86369-569-6

解題：岡村親宜 (弁護士)  
松丸正 (弁護士)  
尾林芳匡 (弁護士)  
森弘典 (弁護士)

全10巻 B5判・上製本 別冊1  
揃本体250,000円+税 \*分売不可  
ISBN978-4-86369-581-8

解題：水野幹男 (弁護士)  
岩井羊一 (弁護士)

すいれん舎

## I

## 過労自殺の判断指針の変更を迫る画期的判決 トヨタ自動車過労自殺事件

トヨタ自動車本社の設計係長が過労から自殺した事件で、被災者の妻が労働基準監督署長の業務外処分の取り消しを求めた訴訟。一審判決で厚生労働省過労自殺の判断指針の誤りを明確に指摘したうえ、当該業務とうつ病との相当因果関係を肯定し、原告の訴えを認めた。名古屋高裁も一審判決を全面的に支持し、被告の控訴を棄却、国が上告を断念し高裁判決が確定した。

## II

## パワーハラスメントによる精神障害について業務起因性が認められた判決 中部電力過労自殺事件

電力会社に勤務していた被災者の焼身自殺が、業務に起因するうつ病によるものであるとして、遺族補償年金の不支給処分の取り消しを求めた事件。一審判決は業務と被災者のうつ病の発症及び憎悪とこれに基づく自殺には業務起因性が認められるとして、請求を容認した。二審ではさらに踏み込んで、上司の叱責等をパワーハラスメントと評価した。パワーハラスメントによる精神障害について業務起因性が認められた判決となった。

## III

## 原告代理人から提供された貴重な裁判資料

愛知県名古屋市の現地で原告代理人が所蔵していた裁判資料をそれぞれ収録した。

## IV

## 原告・被告の準備書面をはじめ鑑定意見書、証拠資料、証人調書などさまざまな資料を網羅

裁判資料は原告・被告の準備書面をはじめ訴状、答弁書、甲号証など証拠資料、鑑定意見書、証人調書など労災認定の決め手になったさまざまな資料を網羅した。

## V

## 原告代理人による丁寧な解題

原告代理人にそれぞれの事件の概要と裁判の今日的意義について丁寧に執筆してもらった。

### 過労自殺の判断指針の変更を迫る画期的判決

#### トヨタ自動車過労自殺事件

名古屋地裁 2001年6月18日判決  
名古屋高裁 2003年7月8日判決

本件はトヨタ本社のシャシー設計係長が過労からうつ病を発症して自殺した事件であり、豊田労働基準監督署長の業務外処分の取り消しを求めた行政訴訟である。一審判決が厚生労働省の過労自殺の判断指針の誤りを明確に指摘したうえ、「通常想定される範囲の同種労働者でもっとも脆弱な者」を基準とするという過重負荷についての判断基準を示した。名古屋高裁も一審判決を全面的に支持し、控訴を棄却、国が上告を断念し高裁判決が確定した。

年月日	資料名	発行	巻数
1995年3月24日	訴状		1
1995年5月26日	準備書面(1)(原告側)		1
1995年5月26日	答弁書	豊田労働基準監督署長	1
1995年8月23日	第1準備書面(国側)	豊田労働基準監督署長	1
1999年12月17日	準備書面(12)(原告側)		1
1999年12月21日	第6準備書面	豊田労働基準監督署長	1
2000年6月20日	意見書	豊田労働基準監督署長	1
2000年8月11日	意見書(1)(原告側)		1
2000年12月27日	最終準備書面(原告側)		2
2001年6月18日	判決	名古屋地裁	3
2001年7月2日	控訴状	豊田労働基準監督署長	3
2001年8月20日	控訴理由書	豊田労働基準監督署長	3
2003年7月8日	判決	名古屋高裁	3
1997年10月15日	本人調書		4
1998年12月14日	証人調書	猿田正機	4
2000年5月18日	被災者の自殺と業務との関連性に関する精神医学的意見書	南雲興志郎	4
	時間外労働時間数(グラフ)		4
	昭和63年8月の勤務時間表		4
1989年11月20日	陳述書(原告側)		4

中部電力過労自殺事件

名古屋地裁 2006年5月17日判決  
名古屋高裁 2007年10月31日判決

本件は電力会社に勤務していた被災者が1999年焼身自殺をしたことが、業務に起因するうつ病によるものであるとして、被災者の妻である原告が被告の労働基準監督署長に対し、遺族補償年金の支給を請求したところ、被告が不支給処分をしたところから、原告がその不支給処分の取り消しを求めた事案である。一審判決は業務と被災者のうつ病の発症及び憎悪とこれに基づく被災者の自殺には業務起因性が認められるとし、請求を容認した。二審ではさらに踏み込んで被災者の上司が「主任失格」「おまえなんていなくても同じだ」などの文言を用いて叱責したことや、結婚指輪を外すよう命じていたこともパワーハラスメントであると評価し、強い心理的負荷があったと認め、被災者の死亡は、業務起因性があるものとして、控訴を棄却した。

年月日	資料名	発行	巻数
2003年4月9日	訴状		5
2003年5月9日	答弁書	名古屋南労働基準監督署長	5
2003年7月7日	第1準備書面	名古屋南労働基準監督署長	5
2003年9月1日	準備書面(1)(原告側)		5
2004年7月20日	第6準備書面	名古屋南労働基準監督署長	6
2004年10月15日	意見書(原告側)		6
2005年9月30日	最終準備書面(その1)(原告側)		6
2005年12月27日	最終準備書面(その8)(原告側)		7
2003年7月20日	意見書	南雲興志郎	7
2004年12月22日	本人調書		8
2005年5月30日	証人調書	篠田毅	8
2005年12月27日	第8準備書面	名古屋南労働基準監督署長	8
2006年1月11日	最終陳述書(原告側)		8
2006年5月17日	判決	名古屋地裁	8
2006年5月30日	控訴状	名古屋南労働基準監督署長	9
2006年7月19日	控訴理由書	名古屋南労働基準監督署長	9
2006年8月21日	答弁書(原告側)		9
2006年8月21日	準備書面(1)(原告側)		9
2007年2月14日	準備書面(5)(原告側)		10
2007年3月30日	第8準備書面	名古屋南労働基準監督署長	10
2005年3月28日	補充意見書	せとメンタルクリニック院長 南雲興志郎	10
2007年10月31日	判決	名古屋高裁	10

《第6期 過労死訴訟資料1の特長》

過労死訴訟資料

1

I

障害者の過労死を初めて労災認定した  
マツヤデンキ過労死訴訟

II

桐生市消防職員過労死事件、大庄店員過労死事件、  
東和フードサービス過労死事件等を収録

桐生市消防職員過労死事件

前橋地裁 2000年1月28日判決  
東京高裁 2001年8月9日判決  
最高裁 2004年7月13日決定

長年にわたり群馬県桐生消防本部に勤務してきた被災者が1992年5月火災出動の折、「急性心不全」で死亡し、家族が「公務災害」認定を請求したが、地公災基金は「公務上災害」ではないとし、支部審査会、及び本部審査会に不服申し立てをしたがいずれも棄却された。このため被災者の妻が1994年4月公務外認定処分の取り消しを求めて提訴。一審の群馬地裁は被災者の死亡と消防署員の業務との相当因果関係を否定して請求を棄却したが、二審の東京高裁は被災者の死亡と消防署員の業務との相当因果関係を肯定して地公災基金の公務外認定処分を取り消す判決をくだした。さらに最高裁は2004年7月基金の上告を全員一致で棄却した。時間外労働・休日出勤ゼロであったが、被災者の従事していた24時間隔日勤務の消防署員の業務は質的に見て脳・心臓疾患の血管病変等の基礎疾患をその自然的経過を超えて憎悪させ得る過重負荷のある過重な業務であったとして相当因果関係が肯定されたのである。この判例は、業務の量的過重性がなにかもしくは少ない場合でも、業務の質的過重が認められる場合における労災認定に道を切り拓くものとなった。

年月日	資料名	号証	発行	巻数
1996年2月2日	訴状		常見マサ子	1
1996年4月19日	準備書面(原告第1回)		常見マサ子	1
1996年5月17日	答弁書(行政側)		地方公務員災害補償基金群馬県支部長	1
1996年11月15日	準備書面(1)(行政側)		地方公務員災害補償基金群馬県支部長	1
2000年1月28日	判決		前橋地裁	1
2000年5月10日	準備書面(控訴人第1回)		常見マサ子	2
2000年7月19日	準備書面(1)(行政側)		地方公務員災害補償基金群馬県支部長	2
1996年6月20日	鑑定意見書	乙10号証	自治医科大学 柳沼淑夫	2
2000年7月31日	鑑定意見書	甲第91号証の1	千葉健生病院院長 長谷川吉則	2
	意見書	甲第61号証	福井医科大学環境保健学講師 伊木雅之	2
	心拍数応答からみた救急隊員の負担	甲第60号証		2
	救急隊員の一昼夜交代勤務に伴う疲労関連指標の推移	甲第59号証		2
2001年8月9日	判決		東京高裁	2
2004年7月13日	決定		最高裁	2
1997年5月9日	本人調書		常見マサ子	3
2000年9月26日	証人調書		長谷川吉則	3

## マツヤデンキ過労死事件

名古屋地裁 2008年3月26日判決  
 名古屋高裁 2010年4月16日判決  
 最高裁 2011年7月21日決定

被災者は「心臓機能障害」として「身体障害者手帳」3級の交付を受けていた。2000年11月、マツヤデンキ豊川店に「身体障害者枠」で採用された。しかし2000年12月、慢性心不全を基礎疾患として、致死性不整脈を発症し、就職してわずか1ヵ月半後に死亡した。被災者の妻である原告は2001年11月、業務が過重であったため被災者が死亡したとして労災認定を求めたが、業務外の処分であったため、審査請求、再審査請求を経て2005年10月、名古屋地裁に遺族補償年金等不支給決定の取消訴訟を提起した。一審判決では平均的労働者を基準に業務の過重性を判断し、業務外決定の取消を認めなかった。二審の名古屋高裁では被災者本人を基準として、立ち仕事、時間外労働の過重性を認め、一審判決を取消し、被災者が亡くなったのは業務に起因するものとした。最高裁は2011年7月国の原告受理申し立てを受理しない決定をした。本判決は「平均的な労働力を有しているとは限らない」当該労働者を基準とする本人基準説に道を拓いた画期的なものとなった。

年月日	資料名	号証	発行	巻数
2005年10月26日	訴状		小池友子	4
2005年12月14日	答弁書(国側)		国(豊橋労働基準監督署長)	4
2006年2月22日	第1準備書面(国側)		国(豊橋労働基準監督署長)	4
2006年5月2日	原告第1準備書面		小池友子	4
2008年3月26日	判決		名古屋地裁	4
2008年4月8日	控訴状		小池友子	5
2008年6月19日	答弁書(国側)		国(豊橋労働基準監督署長)	5
2008年5月27日	控訴理由書		小池友子	5
2008年7月30日	第1準備書面(国側)		国(豊橋労働基準監督署長)	5
2008年11月14日	控訴人準備書面(原告側)		小池友子	5
2010年4月16日	判決		名古屋高裁	5
2010年6月28日	原告受理申立て理由書(国側)		国(豊橋労働基準監督署長)	5
2010年12月8日	原告受理申立て理由書に対する反論書(1)(原告側)		小池友子	5
2011年7月21日	決定		最高裁	5
2006年9月27日	小池勝則氏の死亡に関する意見書	甲第22号証	名南ふれあい病院院長 田淵哲雄	5
2008年11月9日	小池勝則氏の突然死に関する臨床医学的ならびに労働衛生医学的意見書	甲第52号証	マナクリニック院長 須田民男	5
2007年10月25日	本人調書		小池友子	5
2007年10月25日	証人調書		南木道生	5

## 大庄店員過労死事件

京都地裁 2010年5月25日判決  
 大阪高裁 2011年5月25日判決  
 最高裁 2013年9月24日決定

2007年大学を卒業して東証一部上場会社である株式会社大庄に就職した被災者は入社して4ヵ月余りたった同年8月急性心機能不全で亡くなった。被災者の時間外労働は、死亡前1ヶ月間は約103時間、同3ヵ月目は約141時間と厚生労働省の過労死認定基準の定める発症前2ヵ月間ないし6ヵ月間に月当たりおおむね80時間との基準(過労死)を大きく上まわるものであり、大津労基署長は業務上の死亡と認定した。被災者の家族は被災者に限らず、全社的になされていた過労死ラインを超える恒常的な長時間労働は大庄の賃金体系と三六協定などにあるとして大庄に損害賠償請求訴訟を提訴。さらに過労死を生じさせた原因は、大庄の社長はじめ取締役が日常的な長時間労働を生じさせる労務管理体制にあると追加提訴した。京都地裁判決は大庄の責任とともに被告となった取締役全員に会社法429条1項に基づく任務懈怠の責任を全面的に認めた。さらに大阪高裁は労働者の生命・健康は至高の法益として、誠実な経営者であれば長時間労働による過重労働を抑制するのが当然の責務と判決をくだした。

年月日	資料名	号証	発行	巻数
2008年12月22日	訴状(会社)		吹上了、吹上隆子	6
2009年1月8日	訴状(会社取締役)		吹上了、吹上隆子	6
2009年2月19日	答弁書(会社側)		株式会社大庄	6
2009年2月19日	答弁書(会社側取締役)		平辰他	6
2008年4月9日	被告ら準備書面1(会社側)		株式会社大庄、平辰他3名	6
2009年5月20日	準備書面(1)(原告側)		吹上了・外1名	6
2010年5月25日	判決		京都地裁	6
2010年6月8日	控訴状(会社側)		株式会社大庄、平辰他3名	6
2010年8月4日	控訴人ら準備書面1(会社側)		株式会社大庄他4名	6
2010年9月22日	控訴答弁書(原告側)		吹上了・外1名	6
2010年9月22日	準備書面(1)(原告側)		吹上了・外1名	6
2011年5月25日	判決		大阪高裁	7
2011年6月8日	原告受理申立書(会社側)		株式会社大庄他4名	7
2011年8月2日	原告受理申立理由書(会社側)		株式会社大庄他4名	7
2013年9月24日	決定		最高裁	7
2009年11月5日	証人調書			8
2008年11月25日	意見書	甲第36号証	医師 廣瀬邦彦	8
2011年7月29日	法律意見書		中央大学法科大学院教授 大杉謙一	8

## 東和フードサービス過労死事件

東京地裁 2014年9月16日判決

被災者は2005年大学を卒業し、東和フードサービスにアルバイト就職していたが、2006年8月正社員として採用され、すぐに「アシスタントマネージャー」の職位のまま店舗責任者に就任した。被災者は、就職前の2003年から軽度うつ病の病歴があり、1~2ヵ月に一度通院し、抗うつ薬等の処方を受けていた。店舗責任者として働き始めて約3ヵ月後の2006年12月に被災者が自殺し、遺族が労災申請したところ、就労前に発症した疾病によるものであったという理由で不支給処分となり、労災保険審査官、労働保険審査会も同様の判断だったため、行政訴訟を提起した。東京地裁が自殺は過重な業務が原因だとし、労災と認める判決をくだし、精神障害・自殺の労災補償への道を切り拓くものとなった。

年月日	資料名	号証	発行	巻数
2012年3月9日	訴状			9
2012年9月14日	準備書面(2)(原告側)			9
2014年6月11日	準備書面(最終)(原告側)			9
2013年3月27日	準備書面(2)(国側)		国(処分行政庁 八王子労働基準監督署長)	9
2014年3月19日	本人調書			9
2014年9月16日	判決		東京地裁	9
2012年1月26日	本人調書	甲第16号証		10
2012年1月12日	証人調書	甲第17号証		10
2009年12月7日	故〇〇氏に関する精神科医意見書	甲第20号証	代々木病院精神科 科長 天笠崇	10
2013年5月14日	故〇〇氏に関する精神科医補充意見書	甲第23号証	代々木病院精神科 科長 天笠崇	10

刊行にあたり、編集に参加した立場から、日本社会における「過労死」の特徴と歴史、本資料集の特徴と刊行の意義について述べる。

### 1 日本社会の働き方として特筆される「過労死」

過労死とは、過労により人間の生態リズムが崩壊して、生命維持機能が破綻をきたした致命的な極限状態、と定義してきた。脳疾患・虚血性心疾患が早くから問題とされてきたが、近時は精神障害や自殺が増加している。喘息等の呼吸器疾患、潰瘍、脳症なども争われてきた。疾患による死亡の場合のみでなく、過労運転による死亡事故なども含めて救済の努力がなされてきた。死亡事案のみでなく重度障害を負った場合についても、過労死の一種として取り組まれてきた。

このように「過労死」は、特定の疾患名を指す臨床的な用語ではなく、原因と結果とに着目した社会的な用語である。

過労死の実情は、日本社会のあり方を強く映してきた。日本の法制としては、憲法が生存権(25条)と勤労の権利や労働条件の法定(27条)、労働基本権(28条)を定め、労働基準法、労働組合法、最近の労働契約法が具体化している。これにより労働条件の基準を、はたらく者の健康で文化的な生活を保障する観点で法律により定めようとした。また労働組合の団結権・団体交渉権・団体行動権を保障し使用者・事業者と対等な立場に立たせることを通じて、労働者の地位と労働条件を維持向上させようとしている。

しかし実際の日本社会では、こうした法の予定する規制は十分に発揮されず、長時間労働や職場のストレスが蔓延し、過労死が多発してきた。労働基準法は労使協定により上限のない長時間労働を許容する途を許してきた。労働組合が労働条件を規制するための活動や組織が十分でない事例も多く、積極的に労働条件の規制を実現しようとする労働組合が労働組合法による十分な保護を受けられない事例もみられる。公務部門では労働基本権も法律により制限されてきた。

### 2 過労死救済の経緯と救済拡大の歴史

長時間労働と過労死による疾患・死亡の事例や労働災害としての労働者災害補償保険制度による救済の取り組みは、早くから取り組まれてきた。

#### (1) 救済手続きのあらまし

民間企業の労働者は「労働者災害補償保険法」の活用である。これは業務に起因する傷害や疾病に際し、使用者の過失や資力を問わずに、労働者と家族の生活を保障するため、簡易迅速な定額の給付を受けうることとした、社会保険制度である。被災労働者本人または死亡の場合に遺族が請求し、労働災害と認めれば、事業所を管轄する労働基準監督署長(国の厚生労働省の機関)が所得補償(死亡の場合遺族補償給付、生存の場合休業補償給付)や葬料・療養補償を支給する。労働基準監督署長が労働災害であることを否定して不支給処分をすると、都道府県ごとの労働基準局に所属する労災保険審査官に対する審査請求、労働保険審査会に対する再審査請求を経て、労働基準監督署長の不支給処分の取消を求める行政訴訟を提起することになる。

地方自治体の公務員の場合には、地方公務員災害補償法という、公務に起因する傷害や疾病に対する補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体に代わって補償を行う基金の制度がある。所属組織を通して都道府県ごとの地方公務員災害補償基金支部長に対して公務災害認定請求をし、公務上の災害と認定されれば民間と同様の支給がされ、公務外認定処分を受けたときは、各都道府県ごとの地方公務員災害補償基金支部審査会への審査請求、地方公務員災害補償基金審査会への再審査請求を経て、行政訴訟を提起する。国家公務員の場合には人事院の所管する類似の手続きがある。

こうした行政上の救済をめぐる手続きの他に、民間労働者と公務員とを問わず、裁判所に民事損害賠償請求訴訟を提起することも行われてきた。これは、違法行為により損害が発生したとして裁判所の判決を求めるものであるが、労働契約上の安全配慮義務を怠った、あるいは民法上の不法行為や国家賠償の形式をとる。

#### (2) 労災認定基準とその推移の歴史

行政上の救済は、労働災害と認める場合についての認定基準が行政通達として発せられ、その基準に該当するかをめぐり争われてきた。そしてその基準は、行政訴訟の判決や医学的知見の進歩により、改訂されてきた。過労死である脳・心臓疾患の労災認定基準は1961年にはじめてできた。当時の

基準は、直前か当日に災害と言えるような特別な異常な出来事があったときに限定されていた。この基準は災害主義と批判された。

次は1987年通達である。これは、直前か当日に異常な出来事のある場合だけでなく、発症前1週間に普段の2倍程度の過重な労働をしたときにも労働災害とするというものである。過労死救済の拡大が期待された。この基準改訂を受け、大阪過労死問題連絡会が初めて「過労死110番」に取り組み、翌1988年に初めて全国いっせいで過労死110番が取り組まれ、テレビでも報道され、電話相談が鳴りやまない状態であった。過労死弁護団全国連絡会議も1988年に発足した。KAROSHIが国際語になり、「過労死元年」とも言われる。

ところが、1987年通達のもとでは、労災認定はさほど拡大しなかった。年間の認定件数が30件程度の状態が続き、少ないときに19件という年もあった。当時の労働省は秘密の研修マニュアルを作成し、発症直前1週間に1日でも休日を取得していたら労働災害であることは否定して業務外の認定をして不支給処分をせよと指導していた。1990年代前半は多くの労災申請が退けられた。それでも過労死家族の会・弁護団・医師・支援者らは、事件の取り組みとともに、各地で「過労死を考える集い」などを開催し、毎年「過労死110番」の実施や厚生労働省・地公災基金への認定基準改訂要請行動を繰り返していった。

1995年に通達が一部改定され、発症前1ヶ月について付加的な事情として考慮されるようになった。それでもさほど認定は広がらなかった。

過労自殺についての著名な電通事件の判決が出て(地裁1996年高裁1997年最高裁2000年)、1999年に精神障害・自殺についての判断指針が設けられた。

2001年、東京海上横浜支店長付運転手事件等の最高裁判決を受け、1ヶ月あたりの時間外労働時間数が週40時間を基準として45時間を超えるほど発症の危険が高まるとの専門検討会議報告書を経て、脳・心臓疾患の労災認定基準は抜本的に改定され、発症直前1ヶ月あたり100時間、2～6ヶ月間の平均時間外労働時間数が1ヶ月あたり80時間を超えると労災とする基準となった。これを受けて脳・心臓疾患の年間の労災認定件数は300件を超えた。2017年度の時点で年間に300件前後となっている。

精神障害・自殺の判断指針は2009年に心理的負荷を伴う出来事を補充する改定をされ、2011年の労災認定基準で、1ヶ月160時間、2ヶ月120時間、3ヶ月100時間、中程度の心理的負荷を伴う出来事と100時間、という現行のものとなった。2017年度の時点で、精神障害・自殺の労災認定件数は年間400件前後となっている。

### 3 本資料集刊行の経過と意義

本資料集は、こうした過労死救済の拡大の歴史を、実際の事件資料の保存を通して記録し、国内外で同種の事案の救済をさらに拡大し、また過労死の発生と拡大を防止するために企画された。

#### (1) 本資料集の趣旨と特色

本資料集は、過労死の判例形成において重要な事件を選び、可能な限り実際の事件と訴訟の内容にせまることのできる資料を網羅することに努めた。救済を求める過労死遺族・原告側の代理人弁護士の協力のもとで、裁判資料の中から、原告側と被告側の準備書面をはじめ、陳述書・証人尋問調書・医学意見書など、さまざまな裁判資料を収録している。

#### (2) 本資料集刊行の位置づけ

生存権裁判資料集に寄せられた井上英夫金沢大学名誉教授の「刊行によせて」にある通り、この資料集は「権利のための闘争」としての社会保障裁判をとり上げることを通じて、資料集に収録された諸資料に込められた、人々の血と汗による「努力の成果」を記録するものとなっている。本資料集は、わが国の内外において過労死の救済を拡大し、また過労死を防止していくための、研究や社会運動はもちろん、基本的人権保障を使命とすべき、行政、立法、司法の各部門においても、国づくり・政策づくりの方向と内容を示す材料にもなるものと考えている。

### 4 本資料集の内容

本資料集の内容は、事件ごとに差異はあるが、おおむね次のようなもので構成されている。

(1) 裁判記録(訴状・準備書面(一部)・証拠資料・意見書・尋問調書・判決etc.)はできるだけ時系列順に配列し、裁判の推移と結果が理解できるように努めた。

(2) 担当弁護士による「解題」を付して、それぞれの事件の意義や特徴を解説することとした。

本資料集が広く活用され、過労死の救済の拡大や過労死の防止のための社会運動や政策形成に役立てられることを願ってやまない。

【既刊】

1部 ●生存権と社会保障裁判

1期 **生存権訴訟資料1** 加藤訴訟、中嶋訴訟、柳園訴訟  
全9巻 揃本体250,000円 刊行2013年2月

2期 **生存権訴訟資料2** 高訴訟、林訴訟 ほか  
全10巻 揃本体250,000円 刊行2014年1月

3期 **生存権訴訟資料3** 朝日訴訟  
全9巻 揃本体250,000円 刊行2015年2月

4期 **生存権訴訟資料4** 堀木訴訟  
全7巻 揃本体240,000円 刊行2016年1月

5期 **生存権訴訟5** ALS24時間介護訴訟ほか  
全10巻 揃本体250,000円 刊行2016年11月

2部 ●生存権の新たな展開

6期 **過労死訴訟資料I** マツヤデンキ過労死事件ほか  
全10巻 揃本体250,000円 刊行2019年2月

7期 **過労死訴訟資料II** トヨタ自動車、中部電力事件  
全10巻 揃本体250,000円 刊行2019年8月

【刊行予定】

8期 **過労死訴訟資料III** 循環器病センター、過労教員被災事件、トヨタ自動車  
全10巻 揃本体250,000円 刊行2020年6月

9期 **健康権事件** 岸いよ訴訟、被爆者訴訟ほか  
全10巻 揃本体250,000円 刊行2021年11月

《販売対象》

- 社会福祉学部** 社会保障、社会福祉、ソーシャルワーク、高齢者福祉、障害者福祉
- 法学部** 社会保障法、社会政策、行政法、憲法、人権法、労働法、行政訴訟
- 経済学部** 公共経済学、社会保障、社会政策
- 社会学部** 社会運動、貧困問題、都市社会学
- 人間学部** 社会福祉 ●**生活科学部**
- 保健系学部** 公衆衛生学

推薦者(五十音順)

- 井上英夫(金沢大学名誉教授)
- 金井幸子(愛知大学准教授)
- 川村雅則(北海学園大学教授)
- 黒田兼一(過労死防止学会代表幹事・明治大学名誉教授)
- 脇田滋(龍谷大学名誉教授)
- 和田肇(名古屋大学名誉教授)

株式会社 すいれん舎

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-14-3-601

TEL.03-5259-6060 FAX.03-5259-6070

E-mail masato@suirensa.jp

取扱店